

令和8年5月27日

入札参加予定者 各位

那覇市市長
(管財課長)

令和8年4月20日付で公告しました。「市有地売却に伴う事後審査型一般競争入札実施要領」に関する入札参加予定者からの質問及び質問に対する回答につきましては、次のとおりです。

ページ	項目	質問内容	回答
2～3	土地利用等に関する条件	②利用計画書に月極駐車場と記載して申込み落札した場合、③で利用方法を変える時は市の承諾を得るとありますが、期間がいつからいつまでと記載がありません。土地を落札取得した後も永遠に市の承認が必要なのでしょうか。	売却後に投機的な目的による転売のために更地のままとならないよう、購入希望者に対し土地の利用目的を示すよう条件を付しております。本市としては、売買契約締結後概ね10年は当初の利用目的を維持していただくことを想定しております。ただし、当初の利用目的を実施後に利用目的を変更する場合、上記期間中であっても本市の承諾は不要となります。